

公園におけるボール遊びのルールづくり手引き

令和 8 年 4 月

伊 丹 市

1 目的

公園は、小さな子どもから高齢者まで、幅広い世代の方々が自由に使える公共のオープンスペースとして利用していただいておりますが、ボール遊びについては、他の利用者に危険が及んだり、近隣住民に迷惑をかけたりすることがあるため、市は地域からの意見・要望をもとに「野球・サッカーはやめましょう」などの禁止看板を設置してきた経緯があります。

また、「小さな子どものやわらかいボール遊びなどは、他の利用者や近隣の住民の迷惑にならない範囲で、譲り合って利用してください」として、ゴムボール等のやわらかいボールを使ったボール遊びは認めていましたが、他の人にとって迷惑となる範囲の解釈に個人差があることも、公園でボール遊びができないというイメージの一因となっています。

その一方で、公園利用者からは、「もっと自由にボール遊びがしたい」との意見や「どのようなボール遊びならできるのかがわかりにくい」というご意見もいただいています。

こうしたことから、伊丹市では、「伊丹市生物多様性みどりの基本計画2021」に基づき、地域の皆さまが主体となって、それぞれの公園の実情にあわせたボール遊びのルールをつくるための流れを示した手引きを作成しました。

地域の皆さまと共にボール遊びのルールをつくり、新たなルール看板の設置や必要に応じて施設改修などを行うことで、子どもたちが公園で安全かつ安心してボール遊びができる環境を整備していきたいと考えています。

[伊丹市生物多様性みどりの基本計画2021 より抜粋]

【主要施策2】

子どもたちがのびのびと運動し、子育て世代が楽しく交流できる公園・広場づくり

○子どもがのびのびと運動できる公園・広場づくりの推進（公園課）

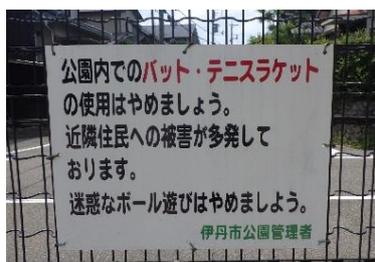
都市公園等の広場が子どもの遊び場になっています。危険なボール遊び等は禁止ですが、今後は地域で使い方を決め、その範囲での利用であれば可能とするような地域主体の取組を推進します。

2 公園におけるボール遊びについて

公園内は、自由利用が原則ですが、他の利用者や近隣にお住まいの方々に迷惑になる行為は禁止しています。現在、市内で一律に許容しているボール遊びの種類は少なく、公園に設置される看板は否定的なものが目立っています。

【現在のボール遊びに関する市の考え方】

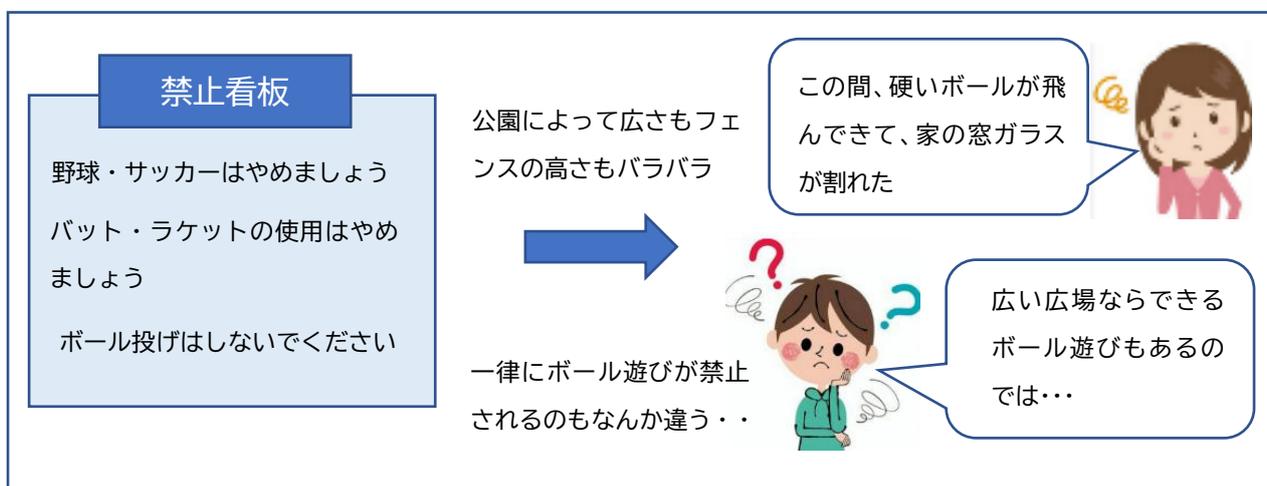
- 公園内では野球・サッカー・ゴルフ・テニスなど、他の利用者や近隣にお住まいの方々の迷惑になる球技・ボール遊びはしないでください。(一部の公園を除きます。)
- 小さな子どものやわらかいボールを使った遊びなどは、他の利用者と譲り合い、安全なスペースを確保して利用してください。
- 球技・ボール遊びのできる公園
伊丹スポーツセンター、瑞ヶ丘公園、古池公園、稲野公園、猪名川河川敷緑地の一部等
(いずれも有料となっています。)



ボール遊び禁止看板の例

公園は、広場の広さや施設の配置、隣接地の状況などがそれぞれ異なるため、統一のルールを設定するとかえってできないことが増えてしまうこともあります。

公園でのびのびとボール遊びをしたい子どもたちがいる一方で、迷惑なボール遊びなどで困っている近隣の方もいます。地域の皆さまで話し合いながら、公園のできるボール遊びを考えてみませんか？



3 公園におけるボール遊びのルールづくりの進め方

(1) 取り組みの基本

公園で子どもたちがボール遊びを楽しめるようにするためには、地域の皆さまのご協力が必要です。公園の利用者をはじめ、近隣にお住まいの方、公園の管理をしていただいている方々など、公園にかかわる方々で話し合い、ボール遊びのルールを決めていく取り組みを市がお手伝いします。

ボール遊びのルールを検討する際には、「禁止」事項ばかり並べるのではなく、子どもたちにも理解しやすい表現で「どのようなボール遊びならできるのか」を示すことが大切だと考えています。

(2) ボール遊びのルール例について

近所の人たちが身近に利用する公園は、広場の広さや施設の配置、隣接地の状況、ボール遊びのニーズなどがそれぞれ異なることから、地域の皆さまがルール作りに取り組んだ結果、公園毎にルールが異なっても問題ありません。

【ボール遊びのルール例（できるボール遊びをわかりやすく表現）】

■ボール遊びができる時間

ボール遊びができる時間 午前〇時から午後〇時まで

■ボールを使えるエリア

ボールを使えるエリアを看板に図示

■使用できるボール（例）

○やわらかいボール（ゴムボールなど） ○ドッチボール ○サッカーボール
○バレーボール ○バスケットボール ○テニスボール など

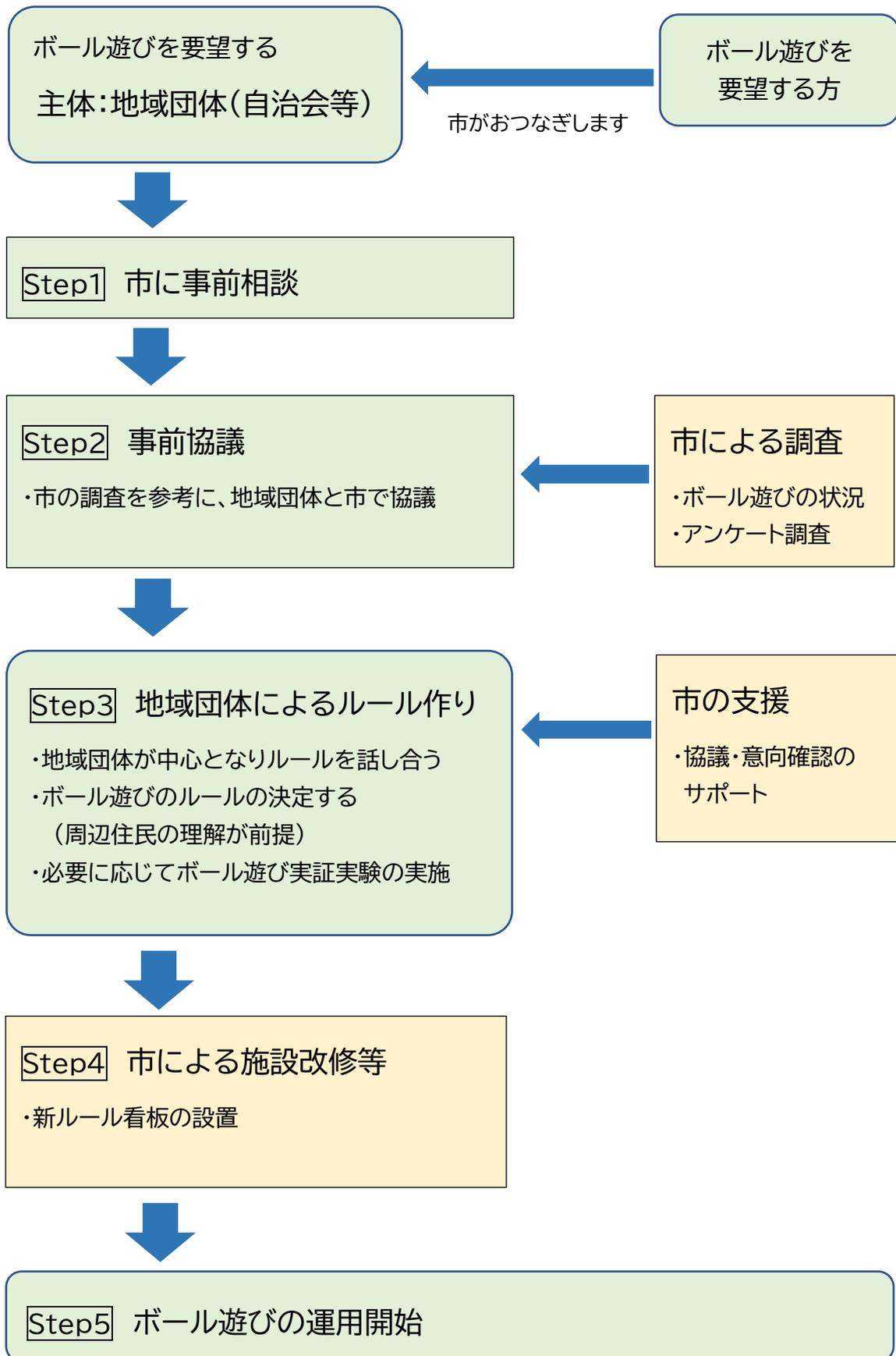
■できるボール遊び（例）

○やわらかいボールを使ったキャッチボール
○軟球を使ったキャッチボール（まわりに人がいないとき）
○パス回し ○ドリブル ○リフティング ○トス など

■気を付けてほしいこと（例）

○人やフェンス、樹木などにボールをぶつけないように気をつけましょう。
○ボールがフェンスを越えないようにあそびましょう。
○強くボールを投げたり、強くけったりするのはやめましょう。
○1つのグループで広場を独占することはやめましょう。
○道路への飛び出しは危険ですので、注意しましょう。
○夜間に大声を出したり、騒いだりしないようにしましょう。 など

(3) ボール遊びのルールづくりフロー



(4) ボール遊びのルールづくりのフロー詳細説明

Step 1 市に事前相談をしてください。

公園でボール遊びをさせたい地域団体(自治会等)は、まずは市にご相談ください。
個人が地域団体にどのように相談したらよいかわからない場合も、市にご相談ください。市が地域団体におつなぎします。

Step 2 地域団体(自治会等)と市で事前協議を行います。

公園で、どのようなボール遊びができるようにしたいかなどご要望を教えてください。

市は、ボール遊びの実施状況や啓発看板の設置状況を調査し、必要に応じて利用者などへのアンケート調査を実施します。

調査結果を参考に、地域団体と市で事前協議を行います。

※相談が多い場合は、市のサポートを待っていただく場合があります。

Step 3 地域団体(自治会等)でボール遊びルールづくりを行ってください。

地域団体会議やワークショップを通して、ボール遊びのルールについて話し合い、意見をまとめてください。市は、必要に応じて話し合いの進行のお手伝いや助言などの協力を行います。

ボール遊びのルール案や利用できるエリアが決定しましたら、公園周辺の方々の合意を得てください。(自治会や周辺住民等のご理解が前提となります。ご説明にあたっては、必要に応じて市も協力します。)

検討したルールを「仮ルール」として、試行期間を設け、ボール遊びの実証実験を実施することもできます。

Step 4 市が新ルール看板の設置や施設改修を行います。

ルールが決まりましたら、市が新ルールを記載した看板を設置します。

また、地域団体や周辺住民との協議のもと、必要に応じて市が施設改修を行います。ただし大規模な施設改修を要望される場合は、対応できないこともあります。

Step 5 ボール遊びの運用を開始します。

新しいルールのボール遊びの運用を開始します。

一定期間後に、新ルールでの運用に問題が無かったかを検証しましょう。